

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物の建築工事が完了したので都市再開発法第100条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年2月29日

京都市長 門川 大作

- 1 第一種市街地再開発事業の名称  
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称  
京都市
- 3 施設建築物の名称及び所在地  
太秦東部地区市街地再開発施設建築物  
京都市右京区太秦下刑部町12番地他17筆
- 4 工事完了日  
平成20年2月29日

(建設局都市整備部拠点整備課)